

住宅再建の加速化（実現及び加速化のための措置を実施）

（加速化措置）

○ 防災集団移転促進事業における取得困難地での事業計画変更手続きの簡素化及び周知

- ・「直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費の合計額の20%未満の変更」を軽微な変更の対象とする旨を地方公共団体に通知。（H25.3.27）
- ・補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を地方公共団体に通知。（H25.9.26）

（主な効果）

- 住宅団地の用地取得が困難な場合などにおいて、より簡単に区域変更が可能となり、事業計画変更手続に要する手間と時間を削減。（事例：宮城県東松島市 約2か月短縮）

実績

移転先用地の区域変更実績 （H26.3末時点累計件数）

県名	変更件数	うち届出によるもの
岩手県 (88地区)	103件 (63地区)	39件 (27地区)
宮城県 (189地区)	169件 (128地区)	110件 (98地区)
福島県 (60地区)	36件 (28地区)	20件 (20地区)
茨城県 (2地区)	0件 (0地区)	0件 (0地区)
合計 (337地区)	308件 (219地区)	169件 (145地区)

事例

東松島市矢本西地区（計画戸数127戸 事業期間 H24～H28年度）

⇒ 住宅団地の用地取得が難しい場合には、取得可能な場所へ住宅団地を柔軟に変更することで事業を加速化

⇒ H25年1月に工事着手、H26年6月に工事完了予定

※本地区は通知前に大臣同意を得て計画を変更しているが、現在では多くの地区が届け出により計画変更を行っている。

